

全国教職員互助団体協議会

---

# 監査事務の手引き

---

内容現在 2022（令和4）年4月



## 目 次

1	監事の職務	2
2	監事監査の対象	2
3	監査計画	3
4	監査報告 ・監査報告書（ひな形）	4
5	監事の選任・解任	5
6	監事の任期	5
7	会計監査人	6
8	資料 ・決算監査チェックシート（ひな形） ・「定款」（ひな形） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）	7～13

## 1 監事の職務

理事会設置法人である教職員互助団体の監事は必置の機関です。（§ 61 § 170）。

監事は、理事の職務の執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成することが職務です（§ 99）。理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、理事へ報告する義務を負います（§ 100 § 102）。このため、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければなりません（§ 101）。

監事の職務は、一人ひとりが独立して遂行すべき職務ですが、そのうちの一人だけが監査をしたり、理事会に出席すればよいという事ではありません。監事の総意を求める必要があるときは、原則として、その過半数の同意をもってします（§ 72 § 73）。

※一般社団法人に関する規定の準用（§ 177）

## 2 監事監査の対象

<例>

<b>【業務監査】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 諸規程</li><li>・ 事業活動の概要（加入状況、死亡者、病休者）</li><li>・ 法人の役員等</li><li>・ 機関会議（理事会・社員総会・評議員会）に関する事項</li><li>・ 人事・労務管理（健康管理、時間外労働、休暇取得 他）</li><li>・ 情報公開、個人情報保護</li><li>・ 施設の管理運営</li></ul>
<b>【会計監査】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会計帳簿（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、附属明細書）</li><li>・ 予算</li><li>・ 出納・財務（証憑書類）</li><li>・ 契約状況（契約書）</li><li>・ 資産の管理</li><li>・ 残高証明書との照合（預金通帳）</li></ul>

### 3 監査計画

1	日程調整	監事と日程調整のうえ起案する
2	起案	開催通知の作成 (開催通知は公印、監査当日経費を渡すので印鑑持参を付記)
3	通知	監事へ開催通知 (監査実施日の7日前まで)

#### ○ 監査前日

1	会場設営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机2台、椅子6脚 (必要に応じて増やす)</li> <li>・配置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筆記具トレイ、ボールペン黒赤、蛍光ペンを監事席へ配置</li> </ul>
2	資料搬入	定款及び運営規則等の内規、 役員名簿、議事録 (理事会・社員総会・評議員会)、 年間行事、事業計画書、事業報告書、予算書、決算書、 会計帳簿、収入伺、支出伺、請求書領収書等の証憑書類、 管理文書綴り、業務日誌綴り、 出勤簿、年次休暇取得簿、時間外勤務状況表、 健康管理及び研修に関する書類 他

#### ○ 監査当日

1	開会	あいさつ (代表) 決算概要説明 (事務局長)
2	監事監査	<b>【業務監査】</b> <b>【会計監査】</b>
3	監査講評	・各監事による講評
4	監査報告書	・監査報告書の作成 (記名又は押印)、理事会監査報告者の決定
5	閉会	謝辞
6	資料搬出	後片づけ (会場清掃)

## 4 監査報告

教職員互助団体は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を法務省令で定めるところにより作成しなければなりません（§123）。また、これら作成した書類は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければなりません（§124）。監事は、理事の職務の執行を監査した場合は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければなりません（§99）。\*会計監査人（§107）。

### 監査報告書（ひな形）

〇〇年〇月〇日

〇〇法人〇〇互助会

代表理事〇〇〇〇様

監事〇〇〇〇（自署）

監事〇〇〇〇（自署）

私たち監事は、当互助会の〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの〇〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします

#### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2 監査意見

##### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に伴い、当互助会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### （2）計算書類及び財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当互助会の財産及び損益の状況をすべて適正に示しているものと認めます。

参考「公益法人協会 資料」

## 5 監事の選任・解任

監事の選任は、社員総会（評議員会）の決議により行います（§63）。また、役員である監事は、いつでも社員総会（評議員会）の決議によって解任することができます（§70）。

## 6 監事の任期

任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会（評議員会）の終結のときまでと法律で定められていますが、定款によってその任期を選任後2年以内に短縮することが可能です（FAQⅡ-4-6）。また、定款に定めることにより、後任者の任期を、退任した監事の任期満了するときまでとすることができます（§67）。

### 【決算監査】

互助会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に「事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書」を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければなりません（§123）。この監査が「決算監査」です（§124）。

理事会の承認を受けた書類のうち、事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書については、定時社員総会（評議員会）に提出し承認を受けなければなりません（§126）。

定時社員総会（評議員会）の承認を受けた関係資料は主たる事務所に5年間据え置かなければなりません（§129）。

## 7 会計監査人

貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である大規模法人は会計監査人を置いて、会計監査人の監査を受けなければなりません（§ 62）。また、定款の規定により会計監査人を置くことができます（§ 60）。会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません（§ 68）。このうち、会計監査を委嘱して報酬を受けている者は、法人法上の会計監査人に関する規定は適用されません。

### \* 会計監査人の任期と解任

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとなります（§ 69）。なお、定時社員総会（評議員会）において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされます。また、会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了となります。会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができます（§ 70）。また、ふさわしくない非行があったときは監事全員の同意により解任することができます（§ 71）。

### \* 会計監査人の職務

会計監査人は、計算書類及び附属明細書を監査し、会計監査報告書を作成します。このため、会計監査人はいつでも会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧及び謄写し又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができます（§ 107）。

### \* 会計監査人の報告

会計監査人は、理事の不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく監事に報告しなければなりません（§ 108）。

### \* 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければなりません（§ 110）。

【資料編】

決算監査チェックシート（ひな形）

監査実施日	
監事名	

チェック欄

1	役員、理事会、評議員会に関する事項	
1-1	・役員名簿の確認	
1-2	・議事録の確認	
1-3	・理事会、評議員会の開催状況の確認	
2	業務の執行状況	
2-1	・事業計画及び予算の確認	
2-2	・会計帳簿、収入及び支出に関する証拠書類の確認	
2-3	・契約書及び收受文書（起案、通知、配布）の確認	
2-4	・印鑑及び重要文書の管理状況の確認	
3	財産の状況	
3-1	・決算財務諸表の確認（公認会計士監査報告による）	
3-2	・預金通帳の確認	
4	運営管理	
4-1	・掛金収入の確認	
4-2	・業務日誌の確認	
4-3	・消防計画、危機管理、苦情処理等の確認	
5	人事・労務管理	
5-1	・出勤簿の確認	
5-2	・職員の休暇取得等の確認	
5-3	・時間外勤務状況の確認	
5-4	・職員の健康管理及び研修等の確認	
6	その他、監事が必要と認める事項	



## 〇〇法人〇〇互助会「定款」(ひな形)

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第28条 会計監査人は、法令の定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、これらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

### ■監事

機関	法人法 § 61 § 170	監事は必置の機関
員数	法人法 § 61	1名以上
選任	法人法 § 63 法人法 § 72	社員総会、評議員会の決議（§ 177） 選任に関する監事の同意 理事、使用人の兼職禁止（法人法 § 65①②）
資格	法人法 § 65	監事の欠格要件①法人②成年被後見人若しくは被保佐人等
権限	法人法 § 99 規則 § 36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の職務執行の監督</li> <li>・監査報告書の作成（法人法施行規則 § 16 § 36）</li> <li>・業務及び財産状況の調査・監査</li> <li>・評議員会・理事会への出席・報告</li> </ul>
義務	法人法 § 100 法人法 § 101	理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、理事へ報告する義務を負う 理事会への出席義務等、社員総会出席（§ 102）
任期	法人法 § 67 法人法 § 75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結のときまで</li> <li>・再任可、定款で選任後2年以内に短縮は可</li> </ul>
欠員		任期の起算日は選任された日（FAQ II-4-6） 後任者が就任するまで、退任者が権利義務を有し、その職務を続行する。
委任	法人法 § 64 § 177	法人と監事との関係は、民法〔§ 643〕の委任に関する規定に従う。 善管注意義務（民法 644） → 損害賠償責任（法人法 § 111 の1 § 198）
退任	法人法 § 63	辞任届： 監事の退任による変更登記申請書に添付（法人法 § 320⑤）
解任	法人法 § 70 § 176	社員総会、評議員会で決議 監事による会計監査人の解任（法人法 § 71）
責任免除	法人法 § 115	監事の責任限定契約
報酬	法人法 § 106 法人法 § 105	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務遂行費用（支給基準は理事会で定める）</li> </ul> 定款にその額を定めておくか、社員総会評議員会の議決によって定める。

### ■会計監査人の設置

設置義務	負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上（法人法 § 2）
資格	公認会計士又は監査法人（法人法 § 68）
任期	1年（法人法 § 69） 前年度決算において負債合計が200億円以上となった場合、定時社員総会で選任し、当年度決算から監査が始まる。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模法人の定義（法人法 § 2）</li> <li>・会計監査人の設置義務（法人法 § 62）</li> <li>・会計監査人の資格（法人法 § 68）、会計監査人の任期（法人法 § 69）</li> <li>・会計監査人の選任に関する監事の同意等（法人法 § 73）</li> </ul>

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

### （社員総会以外の機関の設置）

**第六十条** 一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。

### （監事の設置義務）

**第六十一条** 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

### （選任）

**第六十三条** 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の数に欠けるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

### （一般社団法人と役員等との関係）

**第六十四条** 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

### （役員等の資格等）

**第六十五条** 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 削除

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

**第六十五条の二** 成年被後見人が役員に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定は、保佐人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

### （監事の任期）

**第六十七条** 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするを限度として短縮することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとするを妨げない。

- 3 前二項の規定にかかわらず、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

#### (会計監査人の資格等)

**第六十八条** 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。

- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを一般社団法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第二百二十三条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 一般社団法人の子法人若しくはその理事若しくは監事から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

#### (会計監査人の任期)

**第六十九条** 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなす。

- 3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

#### (解任)

**第七十条** 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、一般社団法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

#### (監事による会計監査人の解任)

**第七十一条** 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 前項の規定による解任は、監事が二人以上ある場合には、監事の全員の同意によって行わなければならない。

- 3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事の互選によって定めた監事）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

#### (監事の選任に関する監事の同意等)

**第七十二条** 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会に提出することを請求することができる。

#### (会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定)

**第七十三条** 監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもって」とする。

#### (監事等の選任等についての意見の陳述)

**第七十四条** 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

- 2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 3 理事は、前項の者に対し、同項の社員総会を招集する旨及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 4 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び第七十一条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、社員総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

#### (役員等に欠員を生じた場合の措置)

**第七十五条** 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員員の数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員職務を行うべき者を選任することができる。
- 3 裁判所は、前項の一時役員職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。
- 5 第六十八条及び第七十一条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する

#### (監事の権限)

**第九十九条** 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

#### (理事への報告義務)

**第一百条** 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

#### (理事会への出席義務等)

**第一百一条** 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

#### (社員総会に対する報告義務)

**第百二条** 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

**(監事による理事の行為の差止め)**

**第百三条** 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

**(監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)**

**第百四条** 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

- 2 第七十七条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。
  - 一 監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合
  - 二 監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第二百八十一条第二項の規定による通知及び催告（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

**(監事の報酬等)**

**第百五条** 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

- 2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。
- 3 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

**(費用等の請求)**

**第百六条** 監事はその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

**第七款 会計監査人**

**(会計監査人の権限等)**

**第百七条** 会計監査人は、次節の定めるところにより、一般社団法人の計算書類（第二百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。第百十七条第二項第一号イにおいて同じ。）及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置一般社団法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置一般社団法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。
  - 一 第六十八条第三項第一号又は第二号に掲げる者
  - 二 会計監査人設置一般社団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人である者
  - 三 会計監査人設置一般社団法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

#### (監事に対する報告)

**第百八条** 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

#### (定時社員総会における会計監査人の意見の陳述)

**第百九条** 第一百七条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時社員総会に出席して意見を述べることができる。

- 2 定時社員総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。

#### (会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与)

**第百十条** 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

#### (役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

**第百十一条** 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 (省略)

3 (省略)

#### (計算書類等の監査等)

**第百二十四条** 監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。
  - 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
  - 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事
  - 3 理事会設置一般社団法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

#### (理事、監事又は会計監査人の解任)

**第百七十六条** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が第七十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その会計監査人を解任することができる。

#### (一般社団法人に関する規定の準用)

**第百七十七条** 前章第三節第三款(第六十四条、第六十七条第三項及び第七十条を除く。)の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において、これらの規定(第六十六条ただし書を除く。)中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第六十六条ただし書中「定款又は社員総会の決議によって」とあるのは「定款によって」と、第六十八条第三項第一号中「第二百二十三条第二項」とあるのは「第百九十九条において準用する第二百二十三条第二項」と、第七十四条第三項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「第八十一条第一項第一号」と読み替えるものとする。

**第百九十八条** 前章第三節第八款(第百七十七条第二項第一号ロを除く。)の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百十一条第一項中「理事、監事又は会計監査人(以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。)」とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人(以下この款及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。)又は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、同条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の評議員が前項」と、第百十五条第一項中「第三百一条第二項第十二号」とあるのは「第三百二条第二項第十号」と、第百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、第百七条第一項及び第百八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第百七条第二項第一号ニ中「第二百二十八条第三項」とあるのは「第百九十九条において準用する第二百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(抜粋)

#### (監査報告の作成)

**第十六条** 法第九十九条第一項の規定により法務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
- 一 当該一般社団法人の理事及び使用人
- 二 当該一般社団法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
- 三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該一般社団法人の他の監事、当該一般社団法人の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

#### (監査報告の内容)



**第三十六条** 監事（会計監査人設置一般社団法人（法第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人をいう。以下この節において同じ。）の監事を除く。以下この目において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
  - 二 計算関係書類が当該一般社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
  - 三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - 四 追記情報
  - 五 監査報告を作成した日
- 2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
- 一 正当な理由による会計方針の変更
  - 二 重要な偶発事象
  - 三 重要な後発事象